

建設キャリアアップシステムについて



2023.08.

UP 目次

1. CCUSの概要

- 1-0. CCUSの背景
- 1-1. CCUSの基本
- 1-2. CCUSの目的
- 1-3. CCUSの利用手順
- 1-4. CCUSのメリット
- 1-5. 今後の展開

2. 申請・登録

- 2-1. 申請から登録の流れ(インターネット申請)
- 2-2. 事業者・技能者の申請
- 2-3. 代行申請

3. 現場運用：

- 3-1. 能力評価に有効な就業履歴
- 3-2. 現場運用のポイント(施工体制・施工体制技能者登録・就業履歴確認)
- 3-3. 技能者の関連付け(変更代行申請)
- 3-4. 就業履歴の直接入力
- 3-5. 現場登録・現場管理者の設定
- 3-6. カードリーダーの設置
- 3-7. 事業者間合意・代行技能者登録

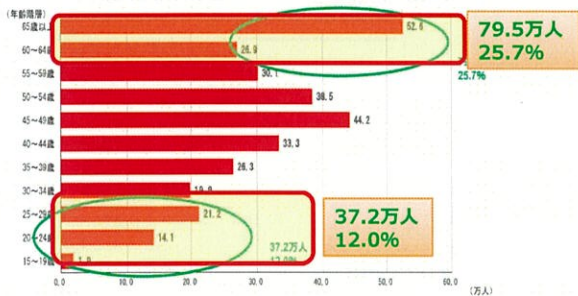
- 実機によるデモ
- 質疑応答

1. CCUSの概要

1. CCUSの概要

1-0. CCUSの背景：

i. 建設技能者の年齢構成：



出典：総務省「労働力調査」(R3年平均)を元に国土交通省にて推計

- ・60歳以上が約4分の1超、10年後にはその大半が引退の見込み
- ・一方次代を担う29歳以下は約10%程度

⇒若年入職者の確保・育成が喫緊の課題。

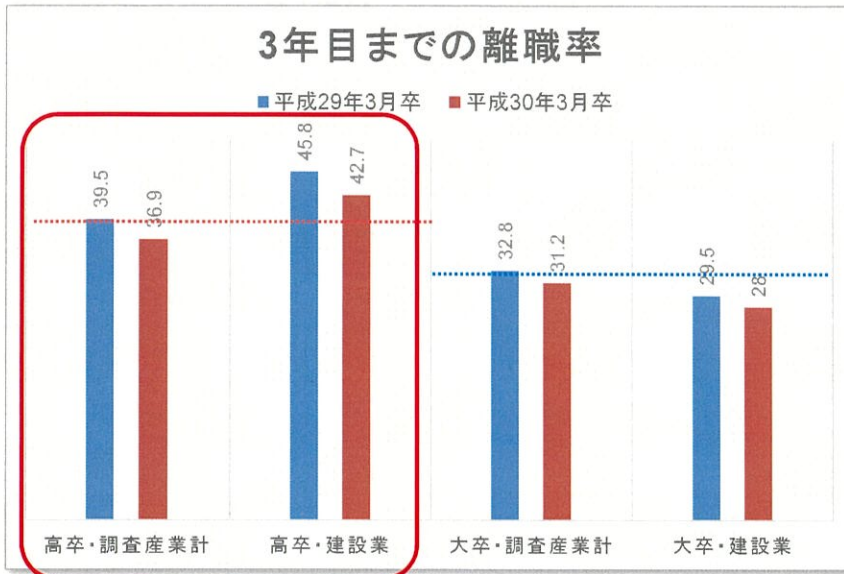
ii. 建設業の有効求人・求職・倍率の推移：



- ・有効求人倍率の上昇継続は
- ① 常用雇用への求人需要が増
- ② 建設関係求職者：大幅に減少に起因

データの出所：厚生労働省「一般職等給与改定調査結果」に基づき国土交通省にて作成
 注：建設業「建設・採掘業」(24年推計)、「電気作業・採掘・建設関係・建設」土木の職業(H12～H23年度)、「電気作業・建設・土木・建設・鉄道建設工事の職業」(H7～H11年度)の業種別の数字を基盤でまとめたもの

iii. 建設業における離職状況（3年目までの離職率）



・特に高卒は全産業に比して
高い離職率

・離職する理由は、

- ① 雇用が不安定
- ② 将来の道筋が描けない
- ③ いわゆる「3K」等
(きつい、危険、汚い)

出所：厚生労働省「雇用管理現状把握実態調査(平成24年度)」より国土交通省作成

出所：厚生労働省「新規高校卒業就職者の産業別離職状況」「新規大学卒業就職者の産業別離職状況」

1-0.CCUSの背景：

◎ 人を育てる施工能力の高い企業が評価され

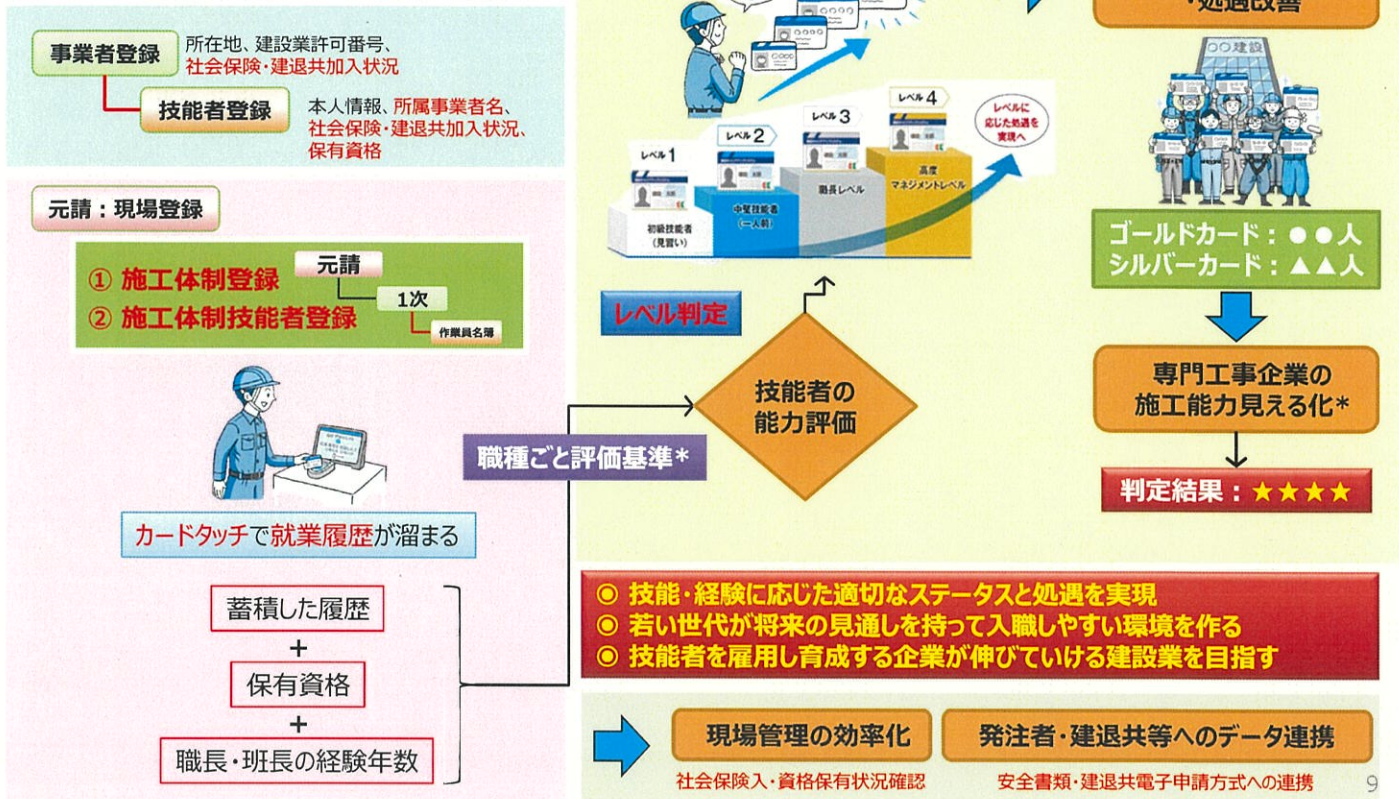
◎ 技能と経験で適切に評価・処遇され、若い世代が安心して将来を託せる

建設業の明るい未来を構築する仕組み



建設キャリアアップシステム

1-1. CCUSの基本 :



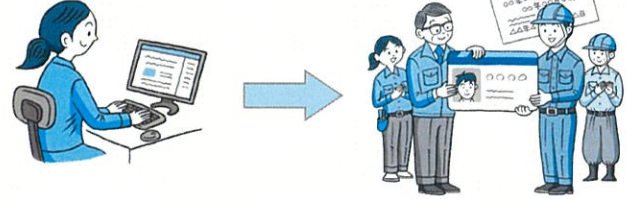
1-2. CCUSの目的 :

- 技** 技能者の就業履歴を蓄積し、保有資格などと合わせて能力を評価し、処遇の改善を図る
- 技** 技能者のキャリアパスを明確にして若い世代の入職者を増やす
- 事** 優秀な技能者を抱える専門工事業者の施工能力を見える化して競争力を高め、かつ業界の健全化を図る



1-3. CCUSでやること（利用手順*）：

- **システムへの登録**



- **現場登録、カードリーダー設置**



- **施工体制登録、
施工体制技能者情報*登録**
*その現場で決まる（職種・立場・作業内容）



- **現場でカードをタッチ**



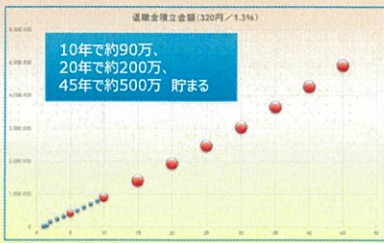
1-4. CCUSのメリット：

- **どこの現場でも就業履歴が溜まる**
- **建退共の就業実績がデータで溜まる***
- **保有資格と就業履歴を合わせて能力評価*される**
- **自分の技能や就業履歴を証明できる**
- ➡ **健全な技能者であることを証明できる**
- **現場管理（社保加入、安全書類等）の効率化***
- **建退共関係事務の効率化***
- **施工能力の見える化***

➡ **人を育てる健全な事業者であることを証明できる**

技能者のメリット

建退共の掛金が貯まる

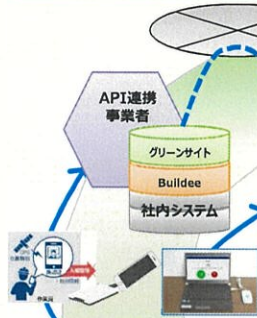


今後 各種証明書の携帯が不要になる

・令和4~5年度までにCCUS登録と
安全衛生資格等の資格証の携行
義務を一体化
(マイナポータルとの連携)

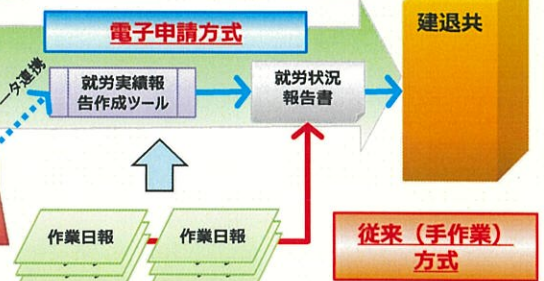


API連携による施工管理効率化

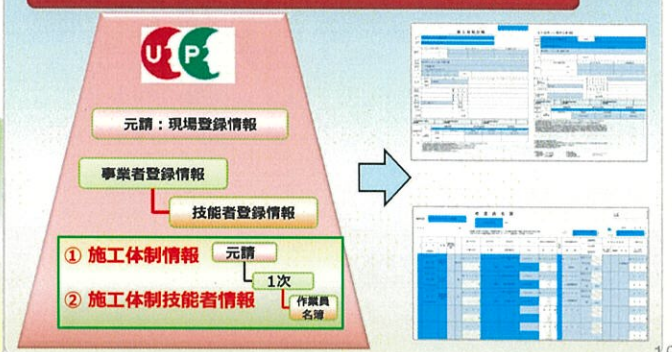


事業者のメリット

建退共の手続きが効率化



作業員名簿・安全書類がCCUSから出せる



社保加入証明書類・
資格証・健康診断結果表
の提出が不要

能力評価

38
職種

稼働中

38
職種以外

2021年度以降

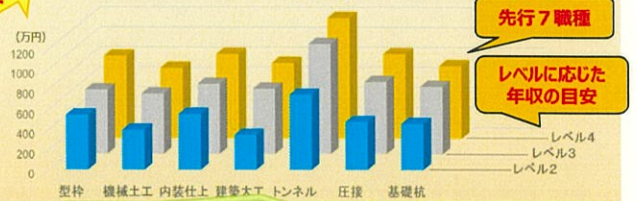
全ての建設技能者が受けられる環境を整備



レベルに応じた処遇を実現へ

建設技能者のレベルに応じた賃金支払いの実現

能力評価に応じた適切な賃金設定



- 各専門工事業団体と連携して、技能者の技能・経験に応じた労務費の見積り等に向けた取組を深化
- 標準見積書の活用による労務費等の見積り尊重にあわせて、技能レベルに応じた賃金が支払われる環境づくりを促進

(標準見積書の改訂イメージ)

設計労務単価引上げ

低入札価格計算式改訂
(一般管理費掛率アップ)

元請による
労務費及び法定福利費の見積りの尊重

公共発注者の確認による
履行強化

下請による
適正な賃金の支払い

技能者の賃金が上昇

実勢を反映した労務単価の上昇

元下間の請負
価額の適正

賃金上昇の好循環へ

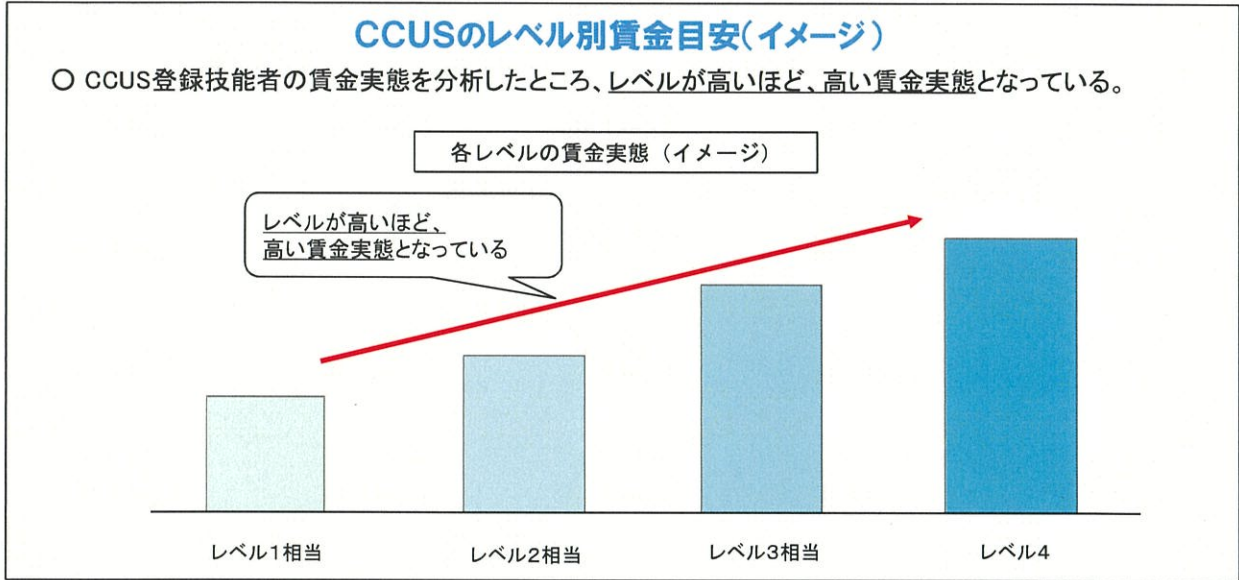
下請が適正な
労務費を見積り

下請による労務費や法定福利費が内訳明示された見積書の提出等
CCUSの普及を見据え、地位や技能の反映を推奨

元請と下請が連携し、技能者のレベルに応じた処遇実現に向けた環境整備

○ **労務費調査において、CCUS技能者の技能・経験に応じた賃金実態を把握し、レベル評価された場合の賃金目安を示すことにより、能力評価が賃金に反映される方策について検討中。**

※ 令和4年度の労務費調査では、CCUS登録技能者(レベル4)の平均賃金はCCUS登録技能者(レベル1~3)より約15%高い実態



(参考) レベル別技能者数
2023年2月末時点

レベル	技能者数
レベル1(白)	1,017,675人
レベル2(青)	13,020人
レベル3(銀)	12,395人
レベル4(金)	46,385人

21

CCUSレベル別年収の概要 国土交通省による試算

◎建設キャリアアップシステム(CCUS)の能力評価に応じた**賃金の実態**を踏まえ、公共工事設計労務単価が賃金として行き渡った場合に考えられる**レベル別年収**を試算し、公表。

◎レベル別年収の試算の公表を通じて、技能者の経験に応じた処遇と、**若い世代がキャリアパスの見通し**を持てる産業を目指す。

※ 別途、中央建設業審議会・社会資本整備審議会 基本問題小委員会において、適切な労務費の確保等に関する制度改正についても検討

全国(全分野)(年収)

本資料に示す金額に法的拘束力はなく、支払いを義務付けるものではない。

レベル1 (下位~中位)	レベル2 (中位)	レベル3 (中位)	レベル4 (中位~上位)
3,740,000 ~ 5,010,000円	5,690,000円	6,280,000円	7,070,000 ~ 8,770,000円

「上位」は上位15%程度の賃金水準であり、最上値ではない。

分野別でのレベル別年収の試算例

能力評価分野	レベル4 (中位~上位)	能力評価分野	レベル4 (中位~上位)
電気工事	6,250,000円 ~ 7,690,000円	型 枠	7,080,000円 ~ 8,630,000円
建設塗装	7,030,000円 ~ 8,580,000円	配 管	6,120,000円 ~ 7,540,000円
左 官	6,760,000円 ~ 8,250,000円	と び	6,970,000円 ~ 8,510,000円
機械土工	7,120,000円 ~ 8,900,000円	建築大工	6,940,000円 ~ 8,470,000円
鉄 筋	6,960,000円 ~ 8,490,000円	土 工	6,790,000円 ~ 8,490,000円

<試算条件> ・CCUSレベル別年収は、令和4年度公共事業労務費調査の結果をもとに、CCUSの能力評価分野・レベル別に分析して作成
 ・労務費調査においてレベル評価されていない標本点も経験年数と資格を基にレベルを推定(レベル1相当:5年未満、レベル2相当:5年以上10年未満、レベル3相当:10年以上又は一級技能士、レベル4相当:登録技能者)
 ・労務費調査の各レベルの標本において、「上位」の値は上位15%程度、「中位」の値は中位程度、「下位」の値は上位85%程度の全国の年収相当として作成(必ずしも「上位」が都市部、「下位」が地方の年収相当を表すものではない)
 ・「分野別でのレベル別年収の試算例」では、最新の国勢調査における技能者数が多い10分野を記載

令和5年度からCCUS活用を原則化

- 外国人材受入れ基準にCCUS追加**
「特定技能」、「技能実習」、「建設就労者」とも【受入企業】、【外国人材】のCCUS登録を義務化 (H31.215~)
- 社保加入確認のCCUS活用原則化**
R2.10~ 建設業法改正：社保加入確認にCCUS活用を原則化
下請指導ガイドラインを改正：社保加入確認にCCUS活用しない場合は加入証明書類確認も義務化
・CCUS活用で証明書類添付が不要に
- 建退共：CCUS活用へ完全移行**
R3年度よりCCUSデータ連携にて就労報告作成が効率化
履行確認強化で従来方式では多大な書類を要求、許可行政庁による指導も
経営事項審査：建退共加入・履行は加点評価も掛金充当状況確認方法の見直し
技能者自ら掛金充当状況を確認可能に
・R5年度からは、民間工事も含め、CCUS活用へ完全移行

公共工事受注にはCCUS登録・活用が必須に！

経営事項審査 → 発注者別競争参加資格審査 → 総合評価 → 工事 → 工事成績評価

国直轄
義務化モデル工事：発注者指定型/減点あり
活用推奨モデル工事：受注者希望型/減点無し
Cランク工事においても45都府県で実施予定

7月公告分より対象を地整発注工事全てに拡大
カードリーダー設置費用、現場利用料も精算可に

●R2年4月の要請、およびR4年度「公共工事入札契約適正化指針」の改正により
都道府県発注工事でも「発注者指定型」「受注者希望型」2方式でモデル工事を実施拡大；市町村発注も追従

NEXCO、UR、水資源機構等独立行政法人・特殊会社が活用を開始

義務化の流れが加速！

都道府県発注工事は、40県が企業評価の導入を表明し、他の全ての都道府県においても導入の検討を表明

(令和5年6月30日 現在)

● 都道府県・政令市 インセンティブ導入状況

2023.08.17

(A) 都道府県名	直轄Cランク工事		都道府県発注工事		
	工事成績加点	[導入]	工事成績加点	総合評価加点	参加資格加点
1 北海道	●	●	●		
2 青森県	×	×	●		
3 岩手県	●	●	●		
4 宮城県	●	●	(●)※1	●	
5 秋田県	●	●	●	●	●
6 山形県	×	×	●		
7 福島県	●	●	●	●	
8 茨城県	●	●	●	●	
9 栃木県	●	●	●	●	
10 群馬県	●	●	●	●	●
11 埼玉県	●	●	●	●	●
12 千葉県	●	×	●		
13 東京都	●	×	●		
14 神奈川県	●	●	(●)※2	●	
15 新潟県	●	●	●		●
16 富山県	×	×	●		
17 石川県	●	●	●		●
18 福井県	●	●	●		●
19 山梨県	●	●	●		●
20 長野県	●	●	(●)※2	●	●
21 岐阜県	●	●	●		●
22 静岡県	●	●	●		●
23 愛知県	●	●	●		●
24 三重県	●	●	(●)※3		
25 滋賀県	●	●	●		●
26 京都府	●	●	●		●
27 大阪府	●	●	●		●
28 兵庫県	●	●	●		●
29 奈良県	●	●	●		●
30 和歌山県	●	●	●		●
31 鳥取県	●	●	(●)※2		
32 島根県	●	●	●		●
33 岡山県	●	●	●		●
34 広島県	●	●	●		●
35 山口県	●	●	●		●
36 徳島県	●	●	●		●
37 香川県	●	●	●		●
38 愛媛県	●	●	●		●
39 高知県	●	●	●		●

(A) 都道府県名	直轄Cランク工事		都道府県発注工事		
	工事成績加点	[導入]	工事成績加点	総合評価加点	参加資格加点
40 福岡県	●	●	(●)※2		●
41 佐賀県	●	●	(●)※2		
42 長崎県	●	●	●	●	
43 熊本県	●	●	●		●
44 大分県	●	●	(●)※2		
45 宮崎県	●	●	●	●	●
46 鹿児島県	●	●	●	●	●
47 沖縄県	●	●	●		●

↑ 白抜きは「地域ぐるみ」に未登録(9都府)

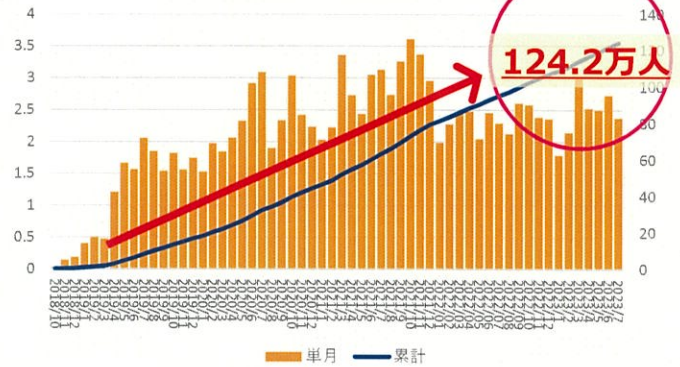
※1 = 一定期間導入後に、総合評価加点(入口評価)に集約済。
 ※2 = 受注者希望タイプでCCUSを活用する工事、費用計上有り、加点は無し。
 ※3 = CCUSの登録を参加資格とする工事、費用計上有り、加点は無し。

(B) 政令市名	(直轄Cランク工事)	政令市発注工事		
		[導入]	工事成績加点	総合評価加点
1 札幌市 (○)	×			
2 仙台市 (○)	○	●	●	
3 さいたま市 (○)	○	●	●	
4 千葉市 (○)	○	●	●	●
5 横浜市 (○)	○	●	●	●
6 川崎市 (○)	○	●	●	●
7 相模原市 (○)	○	●	●	●
8 新潟市 (○)	×			
9 静岡市 (○)	○	●	●	●
10 浜松市 (○)	○	●	●	●
11 名古屋市 (○)	○	●	●	●
12 京都市 (○)	○	●	●	●
13 大阪市 (○)	○	●	●	●
14 堺市 (○)	○	●	●	●
15 神戸市 (○)	○	●	●	●
16 岡山市 (○)	○	●	●	●
17 広島市 (○)	○	●	●	●
18 北九州市 (○)	○	●	●	●
19 福岡市 (○)	×			
20 熊本市 (○)	○	●	●	●

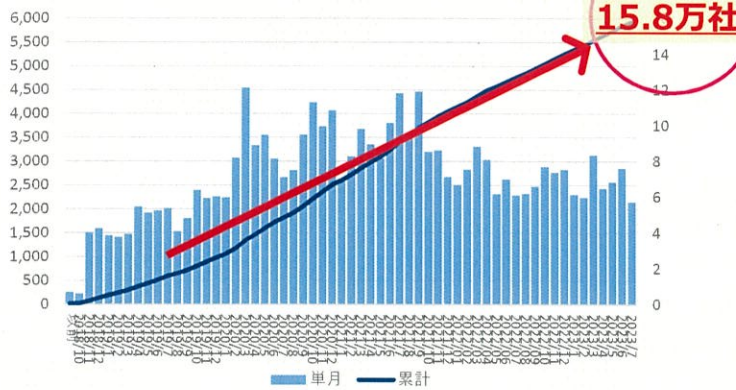
- 第1回ブロック連絡会(2021年度)時点で導入済。
 ● 第1回ブロック連絡会時点で導入済かつそれ以降に対象拡大。
 ● 第1回ブロック連絡会以降に新規導入。
- 【直轄Cランク工事への導入】**
 21県 (45%)
 ↓ +24県 (+51%)
 45県 (96%)
- 【都道府県発注工事への導入】(A)**
 20県 (43%)
 ↓ +22県 (+47%)
 42県 (89%)
 ※取組の拡大 16県 (34%)
 ※新規+拡大 38県 (81%)
- 【県市発注工事への導入】(A)+(B)**
 27県市 (40%)
 ↓ +32県市 (+48%)
 59県市 (88%)
 ※取組の拡大 18県市 (27%)
 ※新規+拡大 50県市 (75%)
- 【政令市発注工事への導入】(B)**
 7市 (35%)
 ↓ +10市 (+50%)
 17市 (85%)
 ※取組の拡大 2市 (10%)
 ※新規+拡大 12市 (60%)

- **技能者は約124.2万人が登録済**
(技能者の3人に1人超が利用する水準に。)
- **事業者（一人親方除く）は約15.8万社が登録済**
(工事实績のある許可事業者の半数相当に。)
- **一人親方は約7.7万者が登録済**
(一人親方は、技能者の登録数に含まれる。)
- **現場での利用数※は逓増傾向**
(※就業履歴数。直近では月460万件超で推移。)

技能者登録数



事業者登録数（一人親方除く）



就業履歴数



2.CCUSの申請・登録

申請用ログインIDの取得

①「申請ガイドンス」の事前確認

- キャリアアップシステムHP「各種資料」→「登録関係資料」
・まずインターネット申請ガイドンス(事業者情報登録または技能者登録)をご覧ください。



②「申請用ID」の取得

※申請用IDとは、事業者登録申請、技能者登録申請を行う際に発行される、申請手続き用のIDです。

- キャリアアップシステムHP右上 **事業者登録** または **技能者登録**、もしくは中央 **登録** 「登録する」から
・事業者本人(自社)、技能者本人がこれから申請を行う場合は、まず申請用IDの取得をしてください。
・各新規利用申込みに、必要事項を入力の上お申込みしてください。(メールアドレス入力は正確に)

※一人親方は「事業者」「技能者」両方の登録申請が必要な場合がございます。

申請手続きについて

①データの事前準備

- システムに登録する証明書類は**全てJPEG**に変換(インターネット申請の場合)
- 技能者ごとにフォルダを作成し、JPEGファイルを収納

②事業者登録→技能者登録の順番に登録

- 先に事業者登録を済ませて「事業者ID」を取得した後で、技能者登録申請をしてください。

③技能者の代行申請が可能

- 所属事業者や元請、CCUS代行行政書士が登録申請(代行申請)を行うことが可能。
代行申請には**事業者IDが必要**です。

80

UP 各種証明書類の準備

登録時に必要な証明書類(業態、加入状況等により異なります)

事業者登録各種証明書類(写し)

1. 事業者証明
建設業許可有無により異なる
2. 健康保険
3. 年金保険(2. と同一の場合有り)
4. 雇用保険
5. その他加入していれば
「建設業退職金共済契約者証」
「中小企業退職金共済手帳」
「労災保険特別加入 加入証」 など

! 各証明書類の詳細は、「証明書類見本一覧」(事業者編・技能者編)をご確認ください

技能者登録各種証明書類(写し)

- | | |
|-----|---|
| 簡略型 | 1. 本人確認書類
「運転免許証」など |
| | 2. 証明(顔)写真 |
| | 3. 健康保険 |
| | 4. 年金保険 |
| | 5. 雇用保険 |
| | 6. その他加入していれば
「建設業退職金共済契約者証」
「中小企業退職金共済手帳」
「労災保険特別加入 加入証」 など |
| 詳細型 | 7. 保有資格等の証明書
「登録基幹技能者」
「技能士」「免許」「資格」
「技能講習」「特別教育」 など |

技能者登録では、『簡略型』と『詳細型』の2段階登録が可能です。(インターネット申請の場合)

能力評価(レベルアップ)をご希望の場合は、**詳細型**で登録してください。(簡略型の場合は、上記1. ~ 6. を用意)

83

事業者登録入力項目		
項目	必須	入力項目
1	基本情報	<input type="checkbox"/> 建設業許可情報(許可番号種類と許可番号)(※1)
		<input type="checkbox"/> 商号または名称
		<input type="checkbox"/> 代表者名
		<input type="checkbox"/> 所在地
		<input type="checkbox"/> 法人情報(法人・個人区分等)
		<input type="checkbox"/> 資本金情報
		<input type="checkbox"/> 完成工事高情報(売上高/完成工事高)
		<input type="checkbox"/> 登録責任者(姓/名/住所)
2	建設業許可情報	<input type="checkbox"/> 建設に関わる業種情報
3	支店情報	閲覧のみ
4	保険・退職金共済	<input type="checkbox"/> 健康保険 (※2)
		<input type="checkbox"/> 年金保険 (※2)
		<input type="checkbox"/> 雇用保険 (※2)
		<input type="checkbox"/> 建設業退職金共済制度 (※2)
		<input type="checkbox"/> 中小企業退職金共済制度 (※2)
		<input type="checkbox"/> 労災保険特別加入 (※2)
5	CI-NET・電子証明書・主要取引先・表彰履歴	CI-NET
		電子証明書の種類
		主要取引先
		表彰履歴
6	所属団体	所属団体

・必須項目の は、建設業許可がある場合に自動反映する項目です
 ※ の項目は一部反映する項目です

※1 建設業許可がある場合 ※2 加入有無、種別選択、加入の場合は加入内容を正確に入力

簡略型・詳細型共通(※1)			詳細型				
項目	必須	入力項目	項目	必須	入力項目		
1	本人情報	<input type="checkbox"/> 技能者氏名	1	<input type="checkbox"/>	(※4)		
		<input type="checkbox"/> 生年月日				健康診断	健康診断種別コード
		<input type="checkbox"/> 性別	2	<input type="checkbox"/>	2	<input type="checkbox"/>	学校名
		<input type="checkbox"/> 血液型					
		<input type="checkbox"/> 国籍 (外国籍の方のみ)	3	<input type="checkbox"/>	3	<input type="checkbox"/>	資格名選択
		<input type="checkbox"/> 現住所					
		<input type="checkbox"/> 電話・FAX番号 (いずれか)	研修等受講履歴	<input type="checkbox"/>	研修名	<input type="checkbox"/>	表彰履歴
		<input type="checkbox"/> メールアドレス					
		<input type="checkbox"/> CCUSカード送付先 (現住所と違う場合のみ)	2	<input type="checkbox"/>	2	<input type="checkbox"/>	本人確認書類
		<input type="checkbox"/> 緊急連絡先:住所 (現住所と違う場合のみ)					
		<input type="checkbox"/> 緊急連絡先:電話番号	3	<input type="checkbox"/>	3	<input type="checkbox"/>	職種
		<input type="checkbox"/> 緊急連絡先:氏名					
		<input type="checkbox"/> 所属事業者情報	3	<input type="checkbox"/>	3	<input type="checkbox"/>	職種
		<input type="checkbox"/> 職種					
<input type="checkbox"/> 経験等	4	<input type="checkbox"/>	4	<input type="checkbox"/>	職種選択		
<input type="checkbox"/> 過去の経験(自由記述)						<input type="checkbox"/> 職種の経験(自由記述)	
4	社会保険	<input type="checkbox"/> 健康保険 (※3)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	健康保険 (※3)		
		<input type="checkbox"/> 年金保険 (※3)				年金保険 (※3)	
		<input type="checkbox"/> 雇用保険 (※3)				雇用保険 (※3)	
		<input type="checkbox"/> 建退共				<input type="checkbox"/> 被共済者番号 (※3)	
<input type="checkbox"/> 中退共	<input type="checkbox"/> (※3)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

※1 簡略型で申請できるのはインターネット申請のみ
 ※2 所属事業者情報は、事業者IDで検索し事業者基本情報を自動反映のうえ入力。メールアドレス・雇用形態は反映されないため別途入力
 ※3 加入有無、種別選択、加入の場合は加入内容を正確に入力。
 ※4 『労災保険特別加入』は加入している場合のみ、「有」として申請。
 ※5 システム上、入力は『必須』ではありませんが、能力評価(レベルアップ)に必要な項目。

事業者の登録料・利用料(税込)

①事業者登録料(5年ごと★)

資本金	新規・更新
500万円未満	6,000円
500万円以上1,000万円未満	12,000円
1,000万円以上2,000万円未満	24,000円
2,000万円以上5,000万円未満	48,000円
5,000万円以上1億円未満	60,000円
1億円以上3億円未満	120,000円
3億円以上10億円未満	240,000円
10億円以上50億円未満	480,000円
50億円以上100億円未満	600,000円
100億円以上500億円未満	1,200,000円
500億円以上	2,400,000円

※一人親方の方は事業者登録料は無料です。
※個人事業主の方の登録料は6,000円です。

②管理者ID利用料(毎年)

ID数	料金
1あたり	11,400円(950/月)
一人親方	2,400円(200/月)

※交付した月ごとでまとめて登録責任者に請求されます。

③現場利用料

就業履歴回数	料金
1回	10円

※月ごとにまとめて元請の登録責任者に請求されます。
登録責任者は現場ごとの利用状況等を閲覧できます。

技能者の登録料(税込)

- 簡略型登録料: 2,500円(※1)
- 詳細型登録料: 4,900円(※2)
- 詳細型へ移行: 2,400円(※3)

※1: インターネット申請でのみ可能

※2: インターネット申請、認定登録機関申請いずれも可能

※3: 簡略型で登録後、詳細型に変更したい場合、変更申請時に追加費用が必要です。

・有効期間内にカードの紛失・破損等があった場合は1,000円で再発行します。

★ 更新手続きについて

更新手続き: 2023年10月開始予定

2024年3月末で本運用開始から5年となり、初期に登録いただいた事業者の方から順次、事業者登録の更新期を迎えることとなることから、2023年10月から更新手続きを開始する予定です。

97

3.現場運用

3-1. 能力評価に有効な就業履歴を蓄積するには

3-2. 現場運用のポイント

(施工体制・施工体制技能者登録・就業履歴確認)

● 就業履歴を蓄積する際、以下の情報が含まれている必要あり

① 所属事業者：能力評価の申請は所属事業者が行う

- 令和6年3月末までは所属事業者の経歴証明で能力評価を受けることができる

② 職種：能力評価の基準は職種ごとに決められている

- キャリアアップしていく分野の能力評価基準に規定されている職種コードを選んでいるか

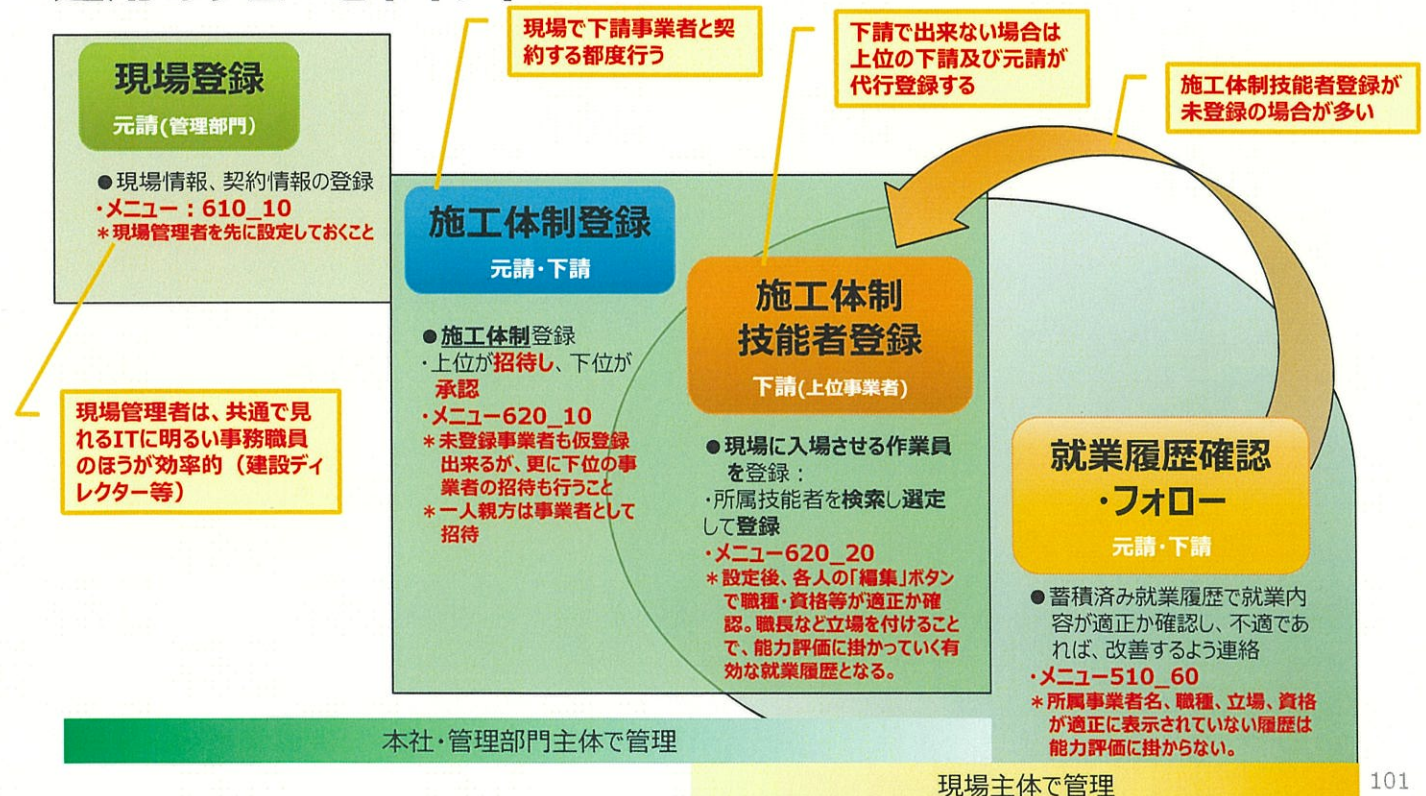
③ 立場：Lv 3・4 にアップするには職長・班長等の実績が必要

- 代理も含め実際の業務として行っている者に付ける

④ 資格：職種ごとに各Lvで取得すべき資格が規定されている

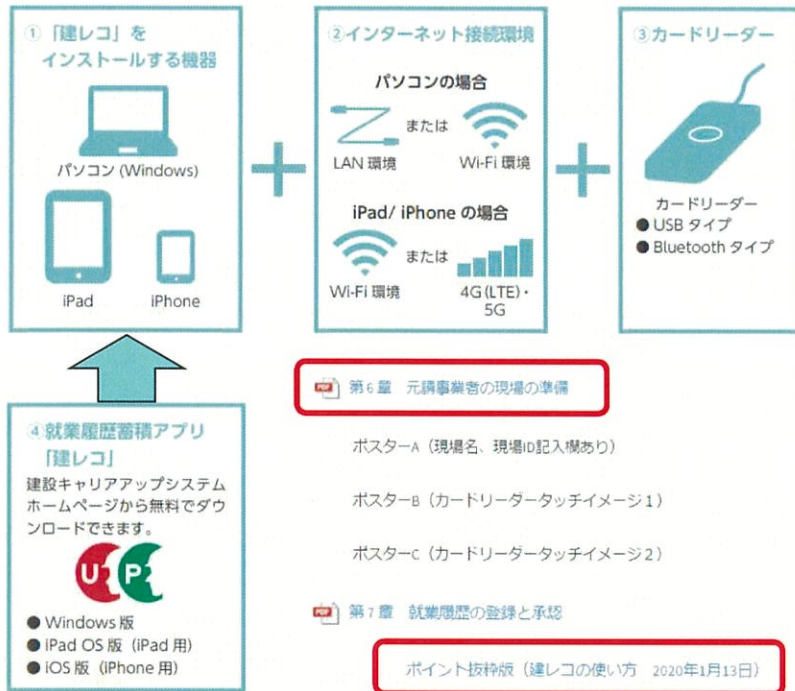
- 能力評価受審までにCCUS技能者登録情報をメンテナンスすること

● 運用のフローとポイント



3.現場運用

3-6. カードリーダーの設置



<https://www.ccus.jp/attachments/show/624ab81e-0984-4ba6-b2e9-14cfc0a8081b>

https://www.ccus.jp/files/documents/manual/%E7%AC%AC7%E7%AB%A0_%E3%83%9D%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%83%88%E6%8A%9C%E7%B2%8B%E7%89%88_%E5%BB%BA%E3%83%AC%E3%82%B3_20200113.pdf

3-6.カードリーダーの設置方法・建レコの使い方

就業履歴を蓄積するために、下記のツールを利用します。

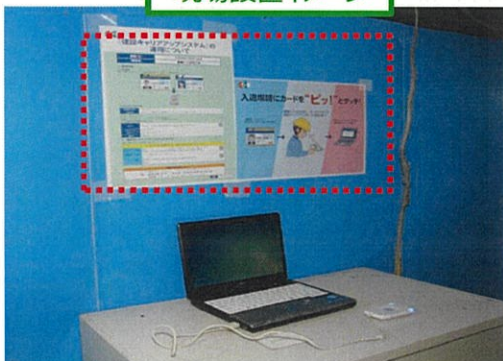
①就業履歴登録アプリ『建レコ』 ②カードリーダー ③Windowsパソコン、iPadまたはiPhone

建レコはホームページから無料でダウンロードできます。カードリーダーの購入先もホームページにて公開しています。

Windows/パソコン、iPadまたはiPhoneは既に使用しているものも利用可能です。（新たに購入する必要はありません）

なお、建レコは随時バージョンアップされます。ホームページの最新情報に公開しますので、ご利用のWindows/パソコン、iPadまたはiPhoneごとに対応してください。

現場設置イメージ



現場内での周知啓蒙用ポスターはホームページの『現場運用マニュアル』のページからダウンロードします。

パソコン (Windows)



Windowsパソコンとカードリーダーを設置した例です。

iPad



iPadとカードリーダーをBluetooth接続し、設置した例です。

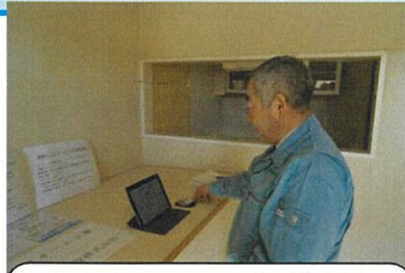
iPhone



iPhoneとカードリーダーをBluetooth接続し、設置した例です。



屋外のため、盗難防止や雨対策の観点から、ガードマンボックスを活用



マンションのリフォーム現場で施工しない部屋の棚に設置
日々、設置箇所を移動するため、きめ細かに周知することが重要



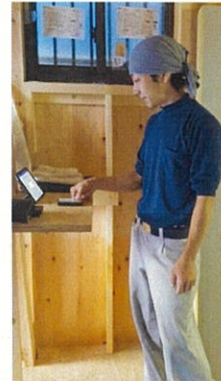
カードリーダーを朝礼会場に持ち込んで、その場でカードをタッチ



安全通路上で、技能者が必ず通る導線上に配置



人感センサーによるスピーカ-を設置して、技能者に自動呼びかけ



戸建住宅現場の屋内にiPadを設置

CCUSで業務改革・DX：
利益向上と処遇改善の好循環をまわそう！

END